

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【公表番号】特表2013-520436(P2013-520436A)

【公表日】平成25年6月6日(2013.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2013-028

【出願番号】特願2012-554055(P2012-554055)

【国際特許分類】

C 07 D 487/04	(2006.01)
A 61 P 37/06	(2006.01)
A 61 P 17/00	(2006.01)
A 61 P 25/00	(2006.01)
A 61 P 29/00	(2006.01)
A 61 P 19/02	(2006.01)
A 61 P 3/10	(2006.01)
A 61 P 1/04	(2006.01)
A 61 P 21/04	(2006.01)
A 61 P 13/12	(2006.01)
A 61 P 9/00	(2006.01)
A 61 P 5/00	(2006.01)
A 61 P 37/08	(2006.01)
A 61 P 17/06	(2006.01)
A 61 P 35/00	(2006.01)
A 61 P 13/08	(2006.01)
A 61 P 1/16	(2006.01)
A 61 P 11/00	(2006.01)
A 61 P 21/00	(2006.01)
A 61 P 1/18	(2006.01)
A 61 P 35/02	(2006.01)
A 61 P 19/00	(2006.01)
A 61 P 27/02	(2006.01)
A 61 K 31/519	(2006.01)

【F I】

C 07 D 487/04	1 4 0
C 07 D 487/04	C S P
A 61 P 37/06	
A 61 P 17/00	
A 61 P 25/00	
A 61 P 29/00	1 0 1
A 61 P 19/02	
A 61 P 3/10	
A 61 P 1/04	
A 61 P 21/04	
A 61 P 13/12	
A 61 P 9/00	
A 61 P 5/00	
A 61 P 37/08	
A 61 P 17/06	
A 61 P 35/00	

A 6 1 P 13/08  
A 6 1 P 1/16  
A 6 1 P 11/00  
A 6 1 P 21/00  
A 6 1 P 1/18  
A 6 1 P 35/02  
A 6 1 P 19/00  
A 6 1 P 29/00  
A 6 1 P 27/02  
A 6 1 K 31/519

**【手続補正書】**

【提出日】平成26年1月30日(2014.1.30)

**【手続補正1】**

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

**【補正の内容】**

【特許請求の範囲】

**【請求項1】**

3 - シクロブチル - 3 - [ 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ] プロパンニトリルである化合物またはその医薬上許容される塩。

**【請求項2】**

( R ) - 3 - シクロブチル - 3 - [ 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ] プロパンニトリルである請求項1記載の化合物またはその医薬上許容される塩。

**【請求項3】**

( S ) - 3 - シクロブチル - 3 - [ 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ] プロパンニトリルである請求項1記載の化合物またはその医薬上許容される塩。

**【請求項4】**

3 - ( 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ) - 3 - ( 3 - メチルシクロブチル ) プロパンニトリルである化合物またはその医薬上許容される塩。

**【請求項5】**

3 - ( 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ) - 3 - ( ( t r a n s ) - 3 - メチルシクロブチル ) プロパンニトリルである請求項4記載の化合物またはその医薬上許容される塩。

**【請求項6】**

( 3 R ) - 3 - ( 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ) - 3 - ( ( t r a n s ) - 3 - メチルシクロブチル ) プロパンニトリルである請求項5記載の化合物またはその医薬上許容される塩。

**【請求項7】**

( 3 S ) - 3 - ( 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ) - 3 - ( ( t r a n s ) - 3 - メチルシクロブチル ) プロパンニトリルである請求項5記載の化合物またはその医薬上許容される塩。

**【請求項8】**

3 - ( 4 - ( 7 H - ピロロ [ 2 , 3 - d ] ピリミジン - 4 - イル ) - 1 H - ピラゾール - 1 - イル ) - 3 - ( ( c i s ) - 3 - メチルシクロブチル ) プロパンニトリルである請

求項4記載の化合物、またはその医薬上許容される塩。

【請求項9】

(3R)-3-(4-(7H-ピロロ[2,3-d]ピリミジン-4-イル)-1H-ピラゾール-1-イル)-3-((c<sub>i</sub>s)-3-メチルシクロブチル)プロパンニトリルである請求項8記載の化合物、またはその医薬上許容される塩。

【請求項10】

(3S)-3-(4-(7H-ピロロ[2,3-d]ピリミジン-4-イル)-1H-ピラゾール-1-イル)-3-((c<sub>i</sub>s)-3-メチルシクロブチル)プロパンニトリルである請求項8記載の化合物、またはその医薬上許容される塩。

【請求項11】

請求項1~10のいずれか1項に記載の化合物のリン酸塩。

【請求項12】

請求項1~10のいずれか1項に記載の化合物またはその医薬上許容される塩および少なくとも1種の医薬上許容される担体を含む組成物。

【請求項13】

請求項1~10のいずれか1項に記載の化合物またはその医薬上許容される塩を含む、自己免疫疾患処置用医薬。

【請求項14】

前記自己免疫疾患が、皮膚疾患、多発性硬化症、関節リウマチ、乾癬性関節炎、若年性関節炎、I型糖尿病、紅斑性狼瘡、炎症性腸疾患、クローン病、重症筋無力症、免疫グロブリン腎症、心筋炎、または自己免疫性甲状腺疾患である、請求項13記載の医薬。

【請求項15】

前記自己免疫疾患が関節リウマチである、請求項13記載の医薬。

【請求項16】

前記自己免疫疾患が皮膚疾患である、請求項13記載の医薬。

【請求項17】

前記皮膚疾患が、アトピー性皮膚炎、乾癬、皮膚感作、皮膚炎、皮膚発疹、接触性皮膚炎またはアレルギー性接触感作である、請求項16記載の医薬。

【請求項18】

請求項1~10のいずれか1項に記載の化合物またはその医薬上許容される塩を含む、癌処置用医薬。

【請求項19】

前記癌が固形腫瘍である、請求項18記載の医薬。

【請求項20】

前記癌が、前立腺癌、腎臓癌、肝臓癌、乳癌、肺癌、甲状腺癌、カポジ肉腫、キャッスルマン病または膵臓癌である、請求項18記載の医薬。

【請求項21】

前記癌が、リンパ腫、白血病または多発性骨髄腫である、請求項18記載の医薬。

【請求項22】

請求項1~10のいずれか1項に記載の化合物またはその医薬上許容される塩を含む、骨髄増殖性疾患処置用医薬。

【請求項23】

前記骨髄増殖性疾患(MPD)が、真性赤血球増加症(PV)、本態性血小板血症(ET)、原発性骨髄線維症(PMF)、骨髄化生を伴う骨髄線維症(MMM)、慢性骨髄性白血病(CML)、慢性骨髓单球性白血病(CMML)、好酸球増加症候群(HES)、特発性骨髄線維症( IMF )、全身性肥満細胞疾患(SMCD)、または真性赤血球増加症/本態性血小板血症後の骨髄線維症(Post-PV/ET/MF)である、請求項2記載の医薬。

【請求項24】

請求項1~10のいずれか1項に記載の化合物またはその医薬上許容される塩を含む、

炎症性疾患処置用医薬。

**【請求項 2 5】**

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬上許容される塩を含む、  
臓器移植拒絶反応処置用医薬。

**【請求項 2 6】**

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬上許容される塩を含む、  
ドライアイ処置用医薬。